

第1322号

AFN-1322

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2020年 6/29 (月)

『休業手当が出ない労働者へ 新たな給付制度創設で救済措置』

雇用調整助成金を巡っては、用意すべき資料や記載項目が多すぎるなど、多くの中小企業にとってハードルが高いことが問題視されてきた。徐々に簡易化されてはいるものの、それでも受給に及び腰な事業主も少なくない。

そのようなケースでは、休業させた従業員に対して休業手当を支払わないケースが跡を絶たない。会社都合での休業に対しては休業手当の支払いは事業主の義務であるが、支払余力がないことを理由に支払いを拒否するわけだ。厚生労働省はそのような休業手当を受けられない労働者の救済措置として新たな給付制度を創設する。それにより、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させたにも関わらず、休業期間中に休業手当を受けられなかった労働者に対して、休業前賃金の80% (月額上限33万円)の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給することになる。

現時点での懸念事項は、平均賃金の60%の休業手当よりも上記の支援金の方が受給額が多いのではないかと、事業主の休業手当の支払義務が免除されないとすれば支援金受給後、労働者が休業手当を請求することができるのではないかなどがあげられている。詳細については今後の情報開示を待つ必要があるだろう。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

『キャンセル料を受け取ったときの消費税』

新型コロナウイルスの影響で、一時は旅行や飲食店のキャンセルが相次ぎ経営に打撃を与えた状況もあった。事情が事情だけに、キャンセル料は取らなかった事業者も多いと思われるが、キャンセル料を受け取った場合には税務上の処理に戸惑う事業者もあつただろう。

キャンセル料も店(会社)の収益になり、所得税や法人税の課税対象になるが、消費税については納税額に影響してくるので取扱いは重要だ。

いわゆるキャンセル料といわれるものの中には、解約に伴う「事務手数料」としての性格のもの、解約に伴い生じる「逸失利益に対する損害賠償金」としての性格のものがある。事務手数料ということであれば、これは役務提供の対価となるので消費税の課税対象となる。

これに対して、逸失利益に対する損害賠償金としてのキャンセル料は、本来得ることができたであろう利益がなくなったことの補てん金であるため、資産の譲渡等の対価に該当しないので課税の対象とならない。

キャンセル料に対する消費税の区分は上記のとおりだが、現実的には、世の中で「キャンセル料」として徴収されている費用の多くは消費税がかからないと思われる。

例えば、航空券の予約をキャンセルした場合、多くの航空会社では「払戻手数料」と「取消手数料」が発生する。このうち、「払戻手数料」は払戻しの事務手続きに対する手数料なので消費税が課税されるが、せいぜい数百円程度しか請求されない。

一方、「取消手数料」は運賃に対する一定割合もしくは一定金額が徴収されるのが一般的なので、払戻手数料と比べると高額になる。こちらは、名目上、「取消手数料」となっているものの、実態は航空会社の逸失利益に対する補てん的な性質のものなので、消費税は不課税となる。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com